

議案第6号

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 <u>公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 <u>公文書館の館長（以下単に「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 <u>公文書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、公文書館のうち県政資料の展示の用に供する区画については、第1号に掲げる日のうち、その日が月の末日（12月にあつては、同月28日）に当たらない日を除くものとする。</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 略</p>

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合について準用する。

(公文書等の利用)

第6条 公文書等は、次条に掲げる場合を除き、一般の利用に供するものとする。

2 公文書等の利用は、閲覧、視聴、写しの交付その他当該公文書等の種別を勘案して規則で定める方法により行う。

(公文書等の利用の制限)

第7条 館長は、次に掲げる場合は、当該公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

(1) 当該公文書等（広報資料、統計資料、計画書、調査報告書その他の情報提供を目的とする資料を除く。以下この号及び次号において同じ。）が完結日（当該公文書等に係る事務の処理が終了した日をいう。次号において同じ。）の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものであるとき。

(2) 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過したものであって、次に掲げる情報のいずれかが記録されているものであるとき。

ア 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項第2号、第3号又は第6号（同号ア又はオに該当するものに限る。）に掲げる情報

イ 法令の規定又は当該公文書等を引き継いだ県の機関が法令上従わなければならない各大臣等の指示により公にすることができない情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該公文書等を引き継いだ県の機関が認めることにつき相当の理由があると館長が認める情

報

- 2 館長は、公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないこと又は一般の者への利用を制限することを条件に個人又は法人その他の団体から当該公文書等の寄贈又は寄託を受けている場合は、当該条件に従い、当該公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限するものとする。
- 3 館長は、公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合（公文書館において、当該公文書等の保存又は利用の開始のために必要な措置が行われている場合を含む。）は、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限することができる。
- 4 館長は、第1項第2号に掲げる場合又は第2項に該当する場合であっても、第1項第2号に掲げる情報又は第2項の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書等の利用を求める者に対し、当該部分を除いた部分を利用させるものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(行為の制限等)

第8条 公文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 公文書等を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 館長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒み、又は公文書館からの退去を命ずることができる。

(費用負担)

第9条 第6条第2項の規定により公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(規則への委任)

(規則への委任)

第10条 略

第4条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。